

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会社協だより有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告掲載事業実施規程（以下「規程」という。）第4条の規定により、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が発行する広報紙社協だよりに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載の方法等)

第2条 広告掲載の順位は、申込み順とする。

2 広告掲載は、社協だより1号につき1回とする。

3 掲載する広告の割り付けは、社協が行う。

(広告の掲載期間)

第3条 広告掲載は、1号単位とし、連続する場合は3号までとする。

(広告の枠数及び掲載位置)

第4条 広告を掲載する枠数は2ページ以内とする。

2 広告を掲載する位置は各ページの最下段とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

(1) 2分の1段枠（横85mm×縦30mm）

5,000円

(2) 1段枠（横170mm×縦30mm）

10,000円

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、社協広報紙及びホームページにおいて行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載申込者は、袖ヶ浦市社会福祉協議会社協だより有料広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、掲載希望号発行日の2か月前までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 掲載する広告の版下は、広告掲載申込者が作成するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、規程第6条の規定により広告掲載の可否を決定し、広告掲載申込者に通知するものとする。

2 会長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは広告掲載申込者に修正を求めることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか広告に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

